

生活環境常任委員会要点記録

日 時： 令和元年12月13日（金）
午前10時01分～午後2時46分
場 所： 第2委員会室

出席委員 (6人)	委員長	岩 永 ひさか	副委員長	斎 藤 せいや
	委員	岸 田 めぐみ	委員	橋 本 由美子
	委員	池 田 けい子	委員	藤 原 マサノリ

出席説明員	くらしと文化部長	松 尾 銘 造	コミュニティ・生活課長	麻 生 孝 之
	児童青少年課長	植 田 威 史		
	都市整備部長	佐 藤 稔	都市計画課長	飯 島 武 彦
	街づくり担当課長	佐 藤 彰 宏	住宅担当課長	大 島 亮 弥
	ニュータウン再生担当課長	星 野 正 春	交通対策担当課長	渡 邊 淳 二
	環境部長	吉 井 和 弘	環境政策課長	佐 藤 彰 洋
	資源循環推進担当課長	岩 田 具 嗣	公園緑地課長	長谷川 哲 哉
	下水道事業管理者	森 田 佳 宏	下水道課長	檜 島 幹 夫

案 件

件 名	審 査 結 果
1 第108号議案 市道路線の廃止について	原案可決すべきもの
2 第109号議案 市道路線の認定について	原案可決すべきもの
3 第110号議案 多摩市立コミュニティセンターの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
4 第112号議案 多摩市立多摩東公園の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
5 第117号議案 多摩市緑化基金条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
6 第118号議案 多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
7 第119号議案 多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
8 第120号議案 多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
9 特定事件継続調査の申し出について	決定

協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 連光寺複合施設の大規模改修について	コミュニティ・生活課
2 鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修について	コミュニティ・生活課
3 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」の策定について	都市計画課
4 令和元年度 都市計画変更について	都市計画課
5 聖蹟桜ヶ丘駅西側の低未利用地とその周辺の街づくりの動向について	都市計画課
6 多摩ニュータウン再生の進捗状況について	都市計画課
7 都営住宅建替えの進捗状況について	都市計画課
8 民法の改正に伴う多摩市営住宅条例の改正等について	都市計画課
9 「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」の施行に伴う事務処理の委任について	都市計画課
10 多摩市地域公共交通再編実施計画の進捗状況について	道路交通課 (交通対策担当)
11 平成30年度分の福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う東京電力に対する損害賠償金の歳入について	環境政策課

12	学校給食の放射性物質検査結果について(令和元年度二学期分)	環境政策課
13	「多摩市まち美化キャンペーン」の実施報告について	環境政策課
14	パルテノン多摩・中央図書館・多摩中央公園の工事予定と園路閉鎖期間について	公園緑地課
15	連光寺・若葉台里山保全地域について	公園緑地課
16	生ごみ処理機器普及キャンペーンの実施について	ごみ対策課
17	多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について(事前説明)	下水道課
18	多摩市下水道事業の剰余金等の処分に関する条例の改正について(事前説明)	下水道課
19	東寺方一丁目地内浸水事故に関する被害者対応について	下水道課

午前10時01分 開会

岩永委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより生活環境常任委員会を開会する。

本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただきます。

それでは、まず日程第1、第108号議案 市道路線の廃止について及び日程第2、第109号議案 市道路線の認定についての2案に関して現地視察をし、それから審査に入りたいと思うが、いかがか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。
この際暫時休憩する。

午前10時01分 休憩

午前11時12分 再開

岩永委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

日程第1、第108号議案 市道路線の廃止について及び日程第2、第109号議案 市道路線の認定についての2案を一括議題とする。

これより市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 それでは、ただいま議題となっている第108号議案及び第109号議案について、あわせて提案の理由を申し上げる。

まず第108号議案である。本件は道路台帳の電子化に合わせ、市内一円の道路網の見直しを行うために市道路線を一括廃止するものである。廃止路線の数量であるが、廃止路線数は1,596路線となっている。

次に、第109号議案である。本案件は市内一円の道路網の見直しにより一括廃止した道路網を改めて市道路線として一括認定するものである。認定路線の数であるが、1,667路線となっている。

以上2件についてよろしくご審査の上ご承認を賜ようお願い申し上げます。

岩永委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。
これより第108号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。
これより第108号議案 市道路線の廃止についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。
これより第109号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。
これより第109号議案 市道路線の認定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。
では、日程第3、第110号議案 多摩市立コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とする。
これより市側の説明を求める。

松尾くらしと文化部長 本件は、令和2年3月31日をもって9館のコミュニティセンターの指定管理期間が終了するため、現行の各コミュニティセンター運営協議会を引き続き指定管理者として指定いたしたく、提案するものである。
ご審査の上ご同意くださるようよろしくお願い申し上げます。なお、詳細については麻生コミュニティ・生活課長から説明をさせていただきます。

麻生コミュニティ・生活課長 それでは、ご説明をさせていただきます。恐れ入るが資料をごらん願う。まず1番目の趣旨である。趣旨については、ただいまくらしと文化部長から申し上げたとおり、この令和2年3月31日をもって現在の指定期間が満了するため、新たな更新をしたいということである。

次に、2の理由である。指定に当たっては、提出書類の内容確認及びこれまで取り組んできた実績を評価し、市の職員で構成する指定管理者候補

者選定審査会において候補者として選定したところである。コミュニティセンターについては、その設計段階から実際の運営まで当該地域住民の主体的な参画により取り組まれてきている。地域住民を中心としてボランティア組織である運営協議会が運営に当たることが設置目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるかと認めている。よって、多摩市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第1号の規定を適用し、運営協議会を候補者として決定した。

3番、指定期間である。次期指定管理の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。なお、今回の指定期間中に大規模改修工事等により閉館を予定している施設、こちらは鶴牧・落合・南野コミュニティセンター及び桜ヶ丘コミュニティセンターの2館になるが、こちらの2館については閉館期間中も含め指定管理者とするという考えである。

なお、管理する施設、それから候補者団体の名称については、4番に記載のとおりである。

次に、5番、これまでの経過と今後の予定である。令和元年6月、指定管理者制度更新に当たっての市の基本的な考え方を決定させていただいた。その後6月の本常任委員会において指定管理者更新のスケジュール等についてご報告をさせていただいている。令和元年の7月、各運営協議会から申請書を受領した。同年8月、指定管理者選定審査会、先ほど申し上げた審査会を開催し、本年10月に指定管理者候補を選定したところである。また、同月において多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会に指定管理の指定について諮問し、同意を得たところである。その後11月に仮基本協定書を締結し、この12月に市議会において指定管理者の指定に係る議案を上程した。お認めいただいた暁には、令和2年4月に基本協定書及び年度協定書を締結し、指定管理を行っていただく予定である。

あと参考資料をつけさせていただいたので、後ほどごらんいただければと思う。

岩永委員長

これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。
これより第110号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。
これより第110号議案 多摩市立コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。
(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。
では、日程第4、第112号議案 多摩市立多摩東公園の指定管理者の指定についてを議題とする。
これより市側の説明を求める。

吉井環境部長 以降3件、環境部の案件となるのでどうぞよろしく願います。説明に入る前に提案理由を私から申し上げさせていただき、それぞれ担当課長から内容の説明をさせていただきたいと思う。

初めに、第112号議案であるが、本案については、多摩市立多摩東公園について地方自治法第244条の2第6項の規定により多摩市健幸スポーツパートナーズを指定管理者に指定するため提案させていただくものである。多摩東公園は遊具や広場等の公園施設がなく、運動施設の割合が高いスポーツ色の濃い公園であるため、公園内の運動施設と同様にスポーツ施設の運営を行う専門企業である株式会社フクシ・エンタープライズを代表企業とする共同企業体多摩市健幸スポーツパートナーズを指定管理者に指定することで管理運営の効率化を図りたいものである。なお、当該団体については、多摩市立総合体育館及び多摩市体育施設の現指定管理者であるフクシ・ハリマ共同企業体に日本体育施設株式会社が加わった共同企業体である。いずれの団体も自治体から指定管理者の指定を受けるなど、実績を有している。

選定に当たっては、学識経験者及び公募市民からなる多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会において提案事業、コンプライアンス体制、財務体質、コスト等の観点から公平・公正に審査されたものであり、

また個人情報の取り扱いについても多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会の同意を得ておるところである。

指定期間については、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間で予定している。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

それでは、公園緑地課長から説明をさせていただく。

長谷川公園緑地課長 それでは、私から内容の詳細を説明させていただく。資料をアップさせていただいているのでごらんいただければと思う。

本件は、今、環境部長からもお話しさせていただいたが、多摩東公園と総合体育館及び屋外体育施設といったスポーツ施設をあわせて、来年度令和2年度からの指定管理者制度導入を行うものである。

最初に、1のこれまでの主な経過である。本年4月の指定管理者の公募予定発表を皮切りに、7月5日には指定管理者募集要項の公表を行った。7月12日に現地説明会を開催して、ここでは13社の参加があった。実際の申請は2団体からあり、選定審査会で事前審査を行ってこの2団体が選定された。その後本審査を実施して10月3日に候補者が決定した。また、業務実施における個人情報の取り扱いに係る関係で情報公開・個人情報保護運営審議会での答申を経て11月8日に仮協定の締結を行っている。

次に、2番の指定管理者候補者のところである。記載のとおり候補者は多摩市健幸スポーツパートナーズとなった。この団体は、平成27年度から総合体育館及び屋外体育施設の指定管理者となっているフクシ・ハリマ共同事業体に、日本体育施設株式会社に加わった3社の共同企業体となっている。なお、いずれの団体も自治体との間に指定管理者としての実績を有しているようなところになっている。3社それぞれの会社概要は記載の表のとおりとなっている。

最後に、3の今後のスケジュールである。今回指定管理者の指定の議決が得られたら、本協定を締結していく運びになる。その後1月上旬から3月下旬にかけて引き継ぎを済ませて、4月1日から次期指定管理者による業務開始となる。

なお、参考に、別紙1として多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会の審査結果報告書を、この資料の次につけさせていただいている。

また、別紙2として11月8日に交わした仮協定書もあわせて添付している。ここでの詳細な説明は、長くなるので省略させていただければと思う。雑駁であるが、説明は以上となる。

岩永委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員 審査結果報告書の中で、6人の委員の方が300点満点で点数をつけているが、今回の場合委員の数だけ言ったら3対3という感じになっている。確かに総合点数は多摩市健幸スポーツパートナーズの方が上になっているが、少し気になるところを何点かお聞きする。

評価表の管理というところでは、安全のところについては同点で、事故・緊急時等の対応が考えられているかというのはかなり団体Aのほうが高い。仮協定書の第20条でも、施設の機能を十分把握して防災業務に万全を期すことを定めており、今地震や台風等いろいろあるのでこの辺が非常に心配である。この点数配分から見たら、多摩市健幸スポーツパートナーズのところでそういう危惧を持ってしまう点数がついているが、その辺市としてはどうお考えになるのかをお聞きする。

長谷川公園緑地課長 今回結果的に選定された候補者の構成が、最初の資料で表に記載のとおりであるが、ごらんとおり全部市外の企業となっており、もう一方の申請団体はそうではなかった。市内の事業所も入っているなので、その緊急体制の点差はそういったところが反映されていると思う。ただ、総合的な審査を行う中で、今回選ばれた団体も危機管理体制はしっかりしているところが確認された上でこのような結果になったと思っている。

橋本委員 逆に6人の方の話し合いと総合点数の中で決めていかざるを得ないと思ったが、その危惧するという点ではやはり代表の方の所在地は確かに市外であり、そういう危惧があるのかなと思った。これはより一層安全対策、それからいろいろな地震とかそういうものに対して、緊急に利用者の安全を確保しなければならない上に、仮協定書の第20条に必要人員体制と書いてあるが、これはやはり人件費等の関係もある。きょうは本当に注意していただきたいという程度にとどめるが、地震はいつ来るかわからないので、そこが気がかりである。

それから、評価表の地域貢献のところについても団体Aのほうがかなり上である。そこが上だからどうこうとは決められない、総合点数のこともあるが、やはり市民から見れば、多摩市のいろいろなことを知っていただいている方に指定管理をとというのは、ある意味市民感情としてもあると思うので、その辺についてこれからどのような対応をされていこうと考えているかお答え願う。

長谷川公園緑地課長 今ご指摘いただいたとおり、地域貢献度のところは大きな点差がついており、先ほどお答えさせていただいたような状況が反映されているものと思っている。ただ、今回選ばれた事業者の市内事業者の活用内容もきちんと確認しており、その中では公園の部分も含んでいろいろな市内事業者を活用しながら事業を展開というような確認はとれている。そこは今後そのように遂行してくれるものと思っているし、また、そこは確認をとって行って、市内への貢献をきちんと行っていただくところはやっていけるかと思っている。

橋本委員 甲と乙の関係から考えたら、やはり市の皆さんがそういう目配りをして、今危惧を感じているような点について大丈夫だという感じを結果的に得られることが一つの目的だと思うので、ぜひその辺に注意していただきたいと申し上げておく。

藤原委員 私もいろいろ危惧していて、この前にあった案件のコミュニティセンターの指定管理者以外は比較的この株式会社フクシ・エンタープライズに偏っていて、正直言ってかなり多いと思う。それはメリットもあると思うが、やはり公共のものを任せるに当たって、あまりどうなのかなというのがある。きちんとした審査会を経ての結論であろうと思うが、メリットもあればデメリットもあると思う。そこをどう考えているのかを一つまずお聞きしたいと思う。

長谷川公園緑地課長 ご指摘いただいたとおりメリット、デメリットがあるというところは、審査会の中でも意見交換で実際論点として話されてきたところである。そのデメリットを勘案しても、今回もう一方の事業者の総合的な事業運営体制に少し不安があるというか、なかなかそれをまさるまでの点数がつかないというような議論がなされたところもある。フクシ・ハリマ共同事業

体については、これまでも体育施設の管理をさせていただいていて一定の評価も出ていたところなども加味して、総合的にこのような結果となったという経緯がある。

藤原委員 一定の評価があるということは必ず緩みにつながるから、東京都でもご案内のとおり行政と指定管理者の間に行政書士がきちんと入ってチェックをしている。働き方改革もあるから、要するに行政が任せている民間の会社が働き方改革も含め、あるいは不正も含め、きちんとやっているかどうかをチェックしていくことが必要であるし、私も去年一般質問でやって、多摩市もそういう方向になってくるのだと思うが、少し所管が違ってもいいかもしれないが、正直言って緩みにつながってくると思う。フクシ・ハリマ共同事業体がどうこうということではないが、少し偏り過ぎているというのがある。そのあたりの審査のことも考えつつ、正直言ってあまり偏りはよくないと思う。話を戻すが、指定管理者に対するチェック機能を、所管が違って申しわけないが、どう考えているのか。これはそろそろ真剣にやらないと、やはり緩みが出てくる。

長谷川公園緑地課長 今回公園を含めたというところで、私どもは初めてというところもあるが、体育施設とあわせてといったところでは、確かにこれまでやってきた運営体制、管理体制を含めて、より精査したチェック体制でやっていかなければいけないと思っている。具体的な体制をここではまだ固め切れていないところはあるが、過去課題だった点を再度精査させていただいた中で、両課ときっちり話し合いながらチェック体制はきちんとしたものを組み立てていきたいと思っている。

藤原委員 そのチェック体制を、多分環境部と所管が違うと思うが、所管同士で、吉井環境部長はわかっておられると思うが、そういう行政と指定管理者の間に入ったチェック体制をしっかりと、そこに任せるなら任せていかないと、必ず不正等の緩みにつながるから、これは市民への裏切りになってしまうから、しっかりとこのところは所管同士で横の連携をとってやっていただきたいと思う。

池田委員 先ほど橋本委員が言っていた地域貢献のところ、私もここは非常に大事かと思ったが、確かに市外のところだということでは、点数もというところ

るもあるが、評価項目の19番を見ると、市内事業者の活用に対し具体的な提案があるのかとわざわざそういう聞き方をしている。今までではなくて具体的な提案であるという中での提案に対してのこの点数の差なのかなと思ったときに、具体的な提案の中で、今話せる範囲でいいので、何かそういうものがあるのかどうか、そこだけ確認しておきたいと思う。

長谷川公園緑地課長 具体的な提案といったところで、市内事業者の活用案を、具体的な会社名も挙げた上でいただいている。その中で市内事業者にかなり入ってもらっているのと、再委託という形にはなるかもしれないが、市内事業者に担っていただく業務の内容もいただいております、そこもきちんと確認した上で点数となっている。ただ、もともとの共同企業体の構成には入っていないというところで、先ほど橋本委員から指摘していただいた危惧も出てくるから、そうしたところが大きく点差にあらわれたのかなと思っている。いずれにしても、今回この点数が低い企業が選定事業者となったわけであるが、そちらのほうの市内事業者の活用案についてはきちんと確認させていただいている。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

橋本委員 第112号議案について重ねての指摘になるが、新しい展開がある中で危惧しているところはほぼ同じところで、これから管理や地域貢献というところでぜひ、仮協定書の第48条は運営協議会の設置で、甲と乙は全く対等・平等の関係で、しかもこちらは金を出してやっていただくという中では、きちんとした、甘い体制ではなく、やはり指摘をし、直していただいて、本当に市民サービスにつながるような今回の指定管理者の選定であってほしいと思っている。ここでの答弁だけではなく、今後もぜひこうした具体的な内容について委員会等でも報告をしていただく、そこまでしていただくことが今回のこれだけの指定管理者の総合の点数の配分であると思うので、ぜひそこをお願いして討論とする。

岩永委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名である。よってこれより第112号議案 多摩市立多摩東公園の指定管理者の指定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の皆さんの挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、第117号議案 多摩市緑化基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

吉井環境部長 本案については、平成31年4月の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行を受け、多摩市に譲与される森林環境譲与税を木材利用促進や森林整備等に活用するため、多摩市緑化基金条例を改正するものである。具体的な改正の内容は、森林環境譲与税の積み立て方法を追記するとともに、目的を改め、森林環境譲与税を森林の整備及びその促進、木材利用促進に活用していくことを含め、多摩市の緑化推進にとどまらない包括的な緑の保全を対象としていくこととしている。これに伴い、基金名を「多摩市緑化基金」から「多摩しみどりの基金」に改めている。また、附則において、多摩市寄附条例で引用する「多摩市緑化基金」を「多摩しみどりの基金」に改正する条文の整理を行っているものである。詳細については佐藤環境政策課長からさせていただく。

佐藤環境政策課長 では、詳細について私から説明をさせていただく。多摩市緑化基金条例の一部を改正する条例の制定について説明する。

まず条例の新旧対照表をごらん願う。今回の改正箇所について説明する。まず条例の名称である。こちらは「多摩市緑化基金条例」から「多摩しみどりの基金条例」に改正する。ここは多摩市が持つ緑豊かな自然環境を将来にわたり保全していくため、これまでの緑の保全及び育成並びに推進に加えて、地球温暖化対策や水源の涵養、災害防止、さらに木材利用や生物多様性の保全など広域的な機能を総合して今よりさらに緑を推進し、取り

組みの幅を広げ、活用にもつなげていく意味を込めて「みどりの基金」と、緑を平仮名で表記してこういう名称にした。

続いて第1条、設置の目的のところである。今の名称のところでご説明をさせていただいた内容が森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の目的に当たるので、その文言を直接的かつ簡易的に整理して、それをこれまでの緑化基金条例の目的とあわせて、森林の整備及びその促進、木材利用の促進並びにみどりの保全及び育成として改正した。ここで言う森林は、広義的な意味で森林のほかに緑地、里山などの可能性も含めたものとなっている。

続いて第2条の2項と3項のところ、ここは当該年度で支出しない森林環境譲与税は積み立てることができることを明示している。

続いて第4条・5条・6条は、文言を簡潔にわかりやすくするために整理したものとなっている。

続いて資料として、A4判の資料をごらん願う。こちら条例改正と今後の展開についての説明の補足資料となる。

まず1番目、条例改正の補足である。第2条2項で、譲与される年度において前条に規定する事業に要する経費に充てる場合を除き基金に積み立てるものとする規定しているが、想定されるケースとしては、当該年度ですべて支出する、2つ目に、一部を支出して残りを積み立てる、3つ目に、当該年度は支出せず積み立てる、こちらが考えられるところとなっている。あわせて今回の条例改正に伴い、多摩市寄附条例内に規定されている「多摩市緑化基金」についても「多摩しみどりの基金」に改める改正を行う。

なお、予算については、3月補正で森林環境譲与税の歳入計上及び改正後の基金への積み立てを行う予定である。

次、2番、今後の展開である。(1)森林環境譲与税の活用についてである。法の趣旨を踏まえた主な活用用途は、こちらに書かせていただいているとおり、森林の整備、人材育成と確保、そして木材利用の普及促進など、現在大まかなところまでしか示されていないが、本市については地球温暖化対策を中心に公共施設への木材利用促進のほかに、森林のみならず緑地、

里山などといった恒久的な緑の保全整備の可能性も踏まえ、さらに環境学習といったソフトの部分も含めながら柔軟な活用を検討している。

そのうち木材利用の普及促進については（２）に移る。（２）木材利用・普及促進についてである。活用のうち木材利用の普及促進については、今後庁内で木材利用推進方針を策定し、令和２年度以降の公共建築物等における新築・改修による建築物への利用、木材什器も含めて具体的な可能性を関係所管課とも調整しながら活用の範囲を広げていきたいと考えている。なお、この木材利用推進方針は、グリーン購入ガイドライン等の内容を意識して作成していく予定である。

続いて（３）都補助金等、森林環境譲与税以外の財源確保の模索について。ただいま（２）で説明した木材利用推進方針については、これを策定することで、東京都が実施している公共施設への多摩産材利用促進プロジェクトによる市区町村への補助にも森林環境譲与税とは別に活用できるようになる。このプロジェクトは、東京の木、西多摩地域を中心とした多摩産材を使うことで多摩の森林の適切な手入れにつながるとともに、地球温暖化防止にも有効な施策として、公共建築物等における木材利用の促進に関する法律に基づき東京都が行っている事業となる。なお、補助の内容であるが、補助率が２分の１、上限１,５００万円となっている。今後公共施設の改修等の増加が想定される中、このような制度も積極的に活用しながら、地球温暖化対策のため木材利用の可能性に柔軟性を加えて、その機会をふやしてまいりたいと考えている。

次に、（４）庁内における啓発である。令和２年４月以降、本格的に森林環境譲与税の活用をしていくが、温室効果ガス排出削減目標の達成にも対応していくため、全庁的にこの木材利用推進方針を周知しながら、公共施設における地球温暖化対策の推進に生かしていきたいと考えている。また、近年の気候変動にも、こういった取り組みを通して対応していきたいと考えている。

岩永委員長

これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第117号議案 多摩市緑化基金条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の皆さんの挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第6、第118号議案 多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

吉井環境部長 第118号議案であるが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が制定された。これに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正が行われたことに伴い、今回多摩市の条例の一部改正させていただくものである。内容については岩田資源循環推進担当課長から説明をさせていただく。

岩田資源循環推進担当課長 第118号議案の説明をする。

まず概要として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が一部改正され、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定(欠格条項)を削除するとともに、必要に応じて心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定を置くこと、また、所要の手續規定の整備、用語の整理等を行う改正がなされた。これに伴って、許可の要件の中で成年被後見人等を規定していた廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正された。同法の規定を準用する多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例において項目のずれが生じたため、条例の一部を改正するものである。

条例では、一般廃棄物収集運搬業の許可に係る要件(条例第53条第3項第4号)において法の規定を準用している。準用している法第7条第5項

第4号中のイからヌまで10項目あるが、これが項目が1つふえてイからルまで11項目となった。それを反映した改正を行うものである。平成28年に大もとの成年後見制度の利用の促進に関する法律が制定され、この中で権利の制限に関しては3年以内に見直しを行うことが決められた。それに伴うものである。

改正内容についてであるが、文言の修正になる。該当するところが第53条第3項第4号アであり、こちらは先ほど申した「イからヌまで」のところを「イからルまで」という形の文言修正になる。こちらは、大もとの廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ない者という記述があったところ、それを2つに分けて、心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者、あと破産手続の開始の決定を受けていないものという形で1つふえたので、当条例においても1つふやすという形、ヌをルに変える改正をいたすものである。

施工日は、条例の公布日とする。

岩永委員長

これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長

質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長

意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第118号議案 多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の皆さんの挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長

挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第7、第119号議案 多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

森田下水道事業管理者 第119号議案となる。多摩市下水道条例の一部を改正する条例についてお願いしたいと思う。本件については、令和元年6月14日に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が制定された。これに伴って、国土交通省で定めている標準下水道条例が改定となった。多摩市においても国土交通省の標準下水道条例を準用していることから、条例の改正を行うものである。詳細については下水道課長からご説明差し上げる。

檜島下水道課長 それでは、第119号議案 多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、資料に基づいて説明する。資料の改正内容のほうから説明をさせていただく。

本件に関連する標準下水道条例の改正点については、下水道事業管理者からも今申し上げた成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に伴って、関連する本条例の改正を行ったものである。

今回の条例の改正点は主に3点ある。1点目については、指定工事店の指定等に係る要件として、工事業者が指定工事店の指定を受けられないとされていた条項を削除して、必要な能力を有していない者を欠格の要件に変更している。

2点目として、責任技術者の登録等に係る要件について、責任技術者として登録しようとする者が成年被後見人または被保佐人である場合は、責任技術者としての登録ができないという条項を削除し、必要な能力を有していない者を欠格の要件に変更している。あわせて、登録を受けた後に欠格条項に該当するようになった場合の手続についても、本規定に追記している。

最後に3点目として、文言の修正を行っている。現行の条例で「除外設備」と記載されているところを「除外施設」に統一した文言としている。

岩永委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより119号議案 多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の皆さんの挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第8、第120号議案 多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

森田下水道事業管理者 それでは、第120号議案 多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご審査を賜りたいと思う。本件については、非常勤職員の任用に関する法改正に基づいて会計年度任用職員という職が新設された。これに伴って下水道事業の給与の一部を改正する条例をお願いしたいというものである。詳細については下水道課長からご説明差し上げる。

檜島下水道課長 第120号議案 多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてである。こちらの改正内容についてであるが、当初は人事案件として人事課で条例改正することになっていたが、下水道事業として独自の条例改正が必要であるという判断に至り、急遽で申しわけないが、本議会に提出させていただいた次第である。

内容としては、これまで本条例第22条の条文中の「常時勤務を要しないもの及び臨時的に任用するもの」と記載されていた部分を「会計年度任用職員」に改めることと、会計年度任用職員の給与の種類を定めている。本条例の第22条第2項を追記して、その種類については報酬と期末手当を追記している。

施行予定日については、令和2年の4月1日を予定している。

岩永委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。
これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。
これより第120号議案 多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。
本案は可決すべきものとするに賛成の皆さんの挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。
日程第9、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。
本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。
この際暫時休憩する。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

岩永委員長 休憩前に引き続き会議を開く。
この際暫時休憩する。

午後 1時00分 休憩

(協 議 会)

岩永委員長 ここで協議会に切りかえる。
それでは、まず協議会の1番、連光寺複合施設の大規模改修について、それから2番目、鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修について、市側の説明を求める。

松尾くらしと文化部長 それでは、協議案件の1番、2番について一括してご説明をさせていただく。まず1番の連光寺複合施設の大規模改修についてであるが、こちらの件については、9月議会で基本・実施設計の補正予算をお認めい

いただいた。10月にその設計業務委託の契約を締結して、今基本設計に着手したところである。

2番目の鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修についてであるが、こちらについてもこれまで運営協議会等々で基本的な改修内容の方向性等について話し合いを進めてきた。運営協議会、利用者、地域住民の方々に対しての市民説明会等も実施し、その後この10月にやはり基本実施設計の業務委託の契約を締結して基本設計に着手したところである。本日は、この2件について、現在の進捗状況と今後の予定について麻生コミュニティ・生活課長からご説明をさせていただく。

麻生コミュニティ・生活課長 それでは、ご説明申させていただきます。まず初めに、基本設計、実施設計の業務委託をお認めいただきありがとうございます。

まず連光寺複合施設の大規模改修についてである。資料の2番のところをごらん願う。本年9月議会で報告した以降の進捗状況を記載させていただいた。本年10月に基本・実施設計業務委託を締結させていただき、契約金額、契約期間、受託者は資料に記載のとおりである。無事に締結ができた。その後、本年12月1日に第7回目の連光寺コミュニティ会館整備懇談会を地域の皆さんと開催させていただいた。この懇談会の中では、1階に児童館機能を入れてコミュニティセンター機能を2階にする案と、逆にコミュニティセンター機能を1階に置いて2階に児童館を入れる案のどちらがよろしいかということをご議論いただいた。結果としては、1階に児童館を置いて2階にコミュニティセンター機能を置くということで議論としてはまとまったところである。今後詳細については改めて懇談会の中で話し合いをしていきたいと思う。

資料の3番、今後の予定である。本年10月から令和2年4月にかけて基本設計をさせていただく。その間令和2年1月以降も懇談会を開催し、市民の皆さんと話し合いをさせていただきたいと思う。次に、令和2年5月～11月に実施設計、令和3年3月から令和4年の1月までにかけて改修工事、令和4年1月～令和4年3月まで、こちらを開館準備の期間とさせていただき、令和4年4月にリニューアルオープンを目指しているところである。連光寺複合施設の大規模改修については以上である。

続いて鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修についてである。こちら資料の2番の本年9月議会で報告した以降の進捗状況についてご説明をさせていただく。こちら令和元年10月に基本設計・実施設計の業務委託を締結することができた。契約金額、契約期間、受託者については資料に記載のとおりである。

なお、委託契約締結後、設計会社を受託者とし、鶴牧・落合・南野コミュニティセンター運営協議会との顔合わせを行い建物の現場確認をさせていただいた。現在は運営協議会と市が取りまとめた改修案に基づいて基本設計を行っているところである。

資料の3番、その他として、閉館中の運営協議会についてである。休館中を含む令和2年4月1日から令和5年3月31日までを指定管理者とすることになっている。現在休館中の運営協議会の活動拠点もしくは活動内容については引き続き調整を行っているところである。

資料の4番、今後の予定である。令和元年10月～令和2年3月まで基本設計、令和2年の4月～10月が実施設計、令和2年12月、こちらで工事費の補正予算を上程したいと考えている。また令和2年3月、こちらでは工事契約についての議決をいただきたいと考えている。令和3年4月から令和4年3月上旬までが改修工事の期間。令和4年3月上旬以降で開館準備、令和4年4月にリニューアルオープンを目指しているところである。

なお、本日追加の資料として、コミュニティセンター及び地域複合施設の改修年度一覧、こちらは多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム、令和元年11月時点で修正されたものを一覧表にまとめてお配りをさせていただいたので、後ほどご確認いただければと思う。

岩永委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員 協議会1番のほうで1点だけ。連光寺複合施設で、先ほど言われたように老人関係と児童館であるが、児童館についての代替場所の見通しということが前から言われていたが、それがついたのかどうかお答え願う。

植田児童青少年課長 連光寺複合施設の代替施設であるが、今地元の自治会と調整をしているところであり、一定程度方向性は見えたところである。ただ、これに

関しては内部でこれから決定を経て、また、その後のタイミングを見計ら
って議会にも決まったところでは報告をさせていただきたいと思っている。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

岩永委員長 質疑なしと認める。それでは、協議会1と2についてはこれで終わりたい
と思う。

それでは、協議会の3番目、「東京における都市計画道路の在り方に関する
基本方針」の策定について、それから4番、令和元年度都市計画変更に
ついて、市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 3番の東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針。東京都
においてその基本方針が策定されたということで、多摩市に關係する部分
について後ほどご説明をさせていただく。

また、続いて令和元年度の都市計画変更ということで、生産緑地地区の
変更についてそれぞれ飯島都市計画課長からご説明させていただく。

飯島都市計画課長 それでは、まず「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方
針」の關係である。資料をごらんいただければと思う。

まず1番の背景であるが、都市計画道路については、おおむね10年
間で優先的に整備すべき路線を定めた事業化計画を策定していて、平成
28年3月に策定された第四次事業化計画に基づき、今後優先整備路線を
整備していくと、2040年代には都市計画道路の約8割が完成する予定
になっている。その一方、今回優先整備路線として選定されなかった残る
2割、こちらが事業着手までにはかなりの期間を要して、都市計画法によ
る建築制限がさらに長期化することが想定される。

2つ目、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」につい
てであるが、整備すべきものは整備し、見直すべきものは見直すという基
本的な考えに基づいて、先ほど申し上げた優先整備路線等を除く未着手の
都市計画道路の在り方について、昨年7月に中間のまとめ、また、ことし
7月に基本方針案が公表され、都民の皆さんからの意見を参考に検討を進
めてきたということである。このたび都市計画道路の見直しに関する検証
方法、また個々の路線の計画変更等の対応方針を示した基本方針が取りま

とめられているので、ご報告させていただくことになる。

なお、議会の皆様には、東京都から中間まとめ、また基本方針案が示された都度情報提供させていただいている。また東京都は基本方針案に関するパブリックコメントを実施しているが、多摩市内のものについてはご意見等はなかった。

次に、3番、検討の視点であるが、都市計画道路をつなぐことの必要性の検証を前提とした上で、既に整備されている道路における拡幅の有効性、立体交差の計画の必要性、これら都市計画道路のつなぎ方に関する新たな検証項目を設けて、これらの計画内容を検討することとしている。そして下のところ、多摩市内の対象施設及び検証結果であるが、結論から申し上げますと多摩市内では計画変更はなかった。

次のページに図があるが、ごらんいただけるか。真ん中の下のところに四角で①とあるが、これが多摩3・3・10号支線1である。ここは現道がなくて、今後事業化を検討していく際に支線の要否を検証することとなっている。

次に、多摩3・4・27号であるが、この図で言うと、少し見にくいですが、左下の端のところ、八王子市堀之内のほうから町田市に抜ける計画道路であり、多摩市内では一部整備されていない区間があり、こちらの計画は存続となっている。

最後、鎌倉街道の3交差点（新大栗橋、諏訪下橋、永山橋）、図の水色のところであるが、こちらの立体交差についても計画の存続となっている。

4番、今後の予定であるが、ことしの11月27日、水曜日であるが、基本方針が公表されている。市のホームページでも、都のホームページにリンクしている。計画の変更予定となった路線については、今後沿道の用途地域など関係する計画等について、将来像であるとか、地域の実情を踏まえて東京都と調整した上で、順次必要な都市計画手続を行うと伺っている。多摩市内についてはない。「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」の策定についてのご報告は以上である。

次に、都市計画変更の関係であるが、本件については、先ほど都市整備部長からもお話しさせていただいたように、生産緑地地区の変更を行った

ものである。本件については、東京都との協議、それから都市計画審議会への付議、また縦覧など都市計画上の経路を経て、12月3日に既に変更告知を行ったものを報告させていただいている。

変更の概要である。資料の(1)に書いてあるが、この変更によって140地区が138地区、面積については28.05ヘクタールが27.32ヘクタールということで、今回の変更において0.73ヘクタールの減となっている。

(2) 削除を行う位置であるが、この表にあるとおり6件、削除の面積が合計で1万1,260平米となっている。区域については、後ろのほうに地図をつけているので後ほどご確認いただければと思う。

それから、(3) 追加を行う位置であり、こちらは表にあるとおり5件、面積は3,970平米で、こちらについても図面をつけているのでご確認いただければと思う。

なお、前のご報告させていただいた特定生産緑地の関係については、予定どおり年内に該当する地権者の方々に通知を送付させていただいて、年明け1月から受け付けを開始する準備を現在進めているところである。

岩永委員長 市側の説明は終わった。それでは、まず3番の都市計画道路の件について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。

それでは、4番目、令和元年度 都市計画変更について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。それでは、3番と4番についてはこれで終わる。

続いて5番目、聖蹟桜ヶ丘駅西側の低未利用地とその周辺の街づくりの動向について、市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 聖蹟桜ヶ丘駅西側の低未利用地とその周辺の街づくりの動向についてということで、午前中道路認定の現場確認で北地区のところはごらんいただいたとおりでありますが、その次というか、西側の地域についても、地域の方々と街づくりをどうしていこうかという動きをとりだしたということで、詳細については資料に基づいて佐藤街づくり担当課長からご説明をさ

せていただく。

佐藤街づくり担当課長 今回初めてご報告させていただく。それでは、今回資料としては A4判縦の文書の資料と、あともう一つ、A4判横のカラーの両面刷りのものが入っていると思う。この2つを見比べながらご説明をさせていただきたいと思う。

まず駅の西側の低未利用地について、地区の現状をご説明する。別紙まちづくりニュースのほうの裏面をごらん願う。場所は駅西側に位置して、商業施設の入った大型複合ビルのザ・スクエアに隣接している。現在肌色の土地は梅林や屋外駐車場で、ここは京王電鉄株式会社が所有している土地。そして青色については変電所用地もある。あと不整形に京王電鉄の土地に入り込むところについては東京電力パワーグリッド株式会社が所有するところである。周辺も含めて面積は約2.5ヘクタールの土地になる。このあたりの現在の都市計画の規制であるが、用途地域は第1種低層住居専用地域で、建蔽率40%、容積率80%、高さ制限は絶対高10メートルの第1種高度地区が指定されており、駅近でありながら専ら低層の戸建て住宅を中心とした大変厳しい規制の内容になっている。

では、本文のほうに戻っていただいて、本文のA4判縦のほうの資料にあるが、2番目の経緯のところをごらんいただきたいと思う。昨年この梅林や変電所用地を持つ所有者京王電鉄と東京電力パワーグリッドの2社から、自社所有の土地について土地の有効利用を図りたいとの相談を受けた。ここでお断りを入れておくが、東京電力の変電所自体は将来も存続するものである。その際市は相談を受けたときには、市の土地の有効利用を検討するに当たっては、周辺にお住いの方々と一緒に今後のまちづくりについて議論しながら検討を進めてほしいということを要請させていただいた。年をまたいで実務者レベルで意見交換をしてきた。

またまちづくりニュースのほうの1枚目をごらんいただきたいと思う。この後地域住民の代表としてノ宮自治会の会長を通じてお許しを賜り、定例の役員会に2社とともに市も同席させていただいた。2社からは、住民の皆さんと一緒に今後のまちづくりを検討していきたいことを説明し、市はオブザーバーでまちづくりニュースの裏面の2枚目の右上のほうに都

市計画マスタープランが抜粋で書かれているが、このマスタープランによるこの地域のまちづくりの方向性を説明させていただいた。

また本文のほうに戻っていただいて、引き続き2番目の経緯の3つ目のマルである。改めて自治会に協力をお願いをしたところ、地域独自の街づくりルール、地域街づくり計画と呼ぶが、この計画の策定に向けて一緒に2社と話し合う街づくり準備会の設立がご了解いただけた。これによって自治会長を代表に副会長と役員の名が加わり、準備会が組織された。地域街づくり計画や街づくり準備会とは何かであるが、街づくり条例に定められている用語で、本文の次のページの下に用語解説を入れさせていただいた。街づくり条例で定めているので、こちらをご参考にいただければと思うが、市ではこの街づくり条例を制定し、地域にお住まいの方や土地をお持ちの方が集まって自分たちの街をよくしていこうとする自主的な街づくり活動を推奨し、必要な活動の支援を行っていく。

また前の本文のページに戻っていただいて、4つ目のマルである。10月23日に市に対して街づくり準備会の設立認定の申請がされた。それを受け、11月7日に市が街づくり準備会の設立を認定した。そして、その翌日、11月8日に第1回街づくり準備会が開催された。準備会は2社が事務局を務めている。その後別紙のようなまちづくりニュースを発行し、自治会による回覧や自治会に加入していない方への配慮としてまちづくりを考える想定範囲にお住まいの方々に直接ポスティングが行われた。

それでは、またまちづくりニュースの1枚目をごらん願う。左側の上のほうに街づくり準備会の目的が書かれている。地域街づくり協議会（本地域のまちづくりの計画について、地域の皆様で話し合う場）を設立することである。この協議会の設立に当たっては、街づくり条例によりこのエリアにお住まいの方々の10分の1以上の同意が必要となる。そのため街づくり準備会ではこの地域街づくり協議会の中身の検討と同意を得るための手法を検討し活動すること、またまちづくりニュースの発行を通して情報発信をする等を行うと書かれている。

また、今後のスケジュールである。ここに書かれている予定では、街づくり準備会は来年にかけて4回ほど開催して、その間準備会の主催で地域

向けの説明会を開催し、地域街づくり協議会設立の同意を得る活動を行っていくものと伺っている。

それでは、本文に戻って2ページをごらんいただきたいと思う。市の取り組み（方向性）である。準備会はいわば2社と地域の方々の自主的な活動である。これに応じて市は今後どう取り組んでいくのかを整理したのが、この市の取り組み（方向性）の5つである。そのまま読み上げさせていただく。

1、都市計画マスタープランに掲げた「低未利用地の有効利用の促進」を実現するため、土地所有者による都市基盤整備に向けた具体化検討を進めていく。

2、都市基盤整備の有効性を高めるため、低未利用地と周辺住宅地を含む地域住民で構成された地域まちづくり協議会の準備や設立、合意形成など地域主導の街づくり活動を支援する。

3、地域住民により策定された地域まちづくり計画を認定し、この計画を踏まえ、街の将来像を実現する公共施設の配置や土地利用の規制等を定めた地区計画制度を導入する。また、土地利用に求める都市機能は、まちづくり施策の向上に資する公共公益的な機能などを含め、地域まちづくり協議会や関係機関からのニーズを把握し、誘導すべき機能を検討する。

4、都市計画マスタープラン及び地区計画等に基づき、駅近の商業・業務地や周辺低層住宅地と調和した複合的な市街地形成を図る用途規制を検討し、必要な都市計画の決定及び変更をする。

5、地域まちづくり計画やその後の地区計画制度の導入、並行して土地所有者による都市基盤整備により、地区周辺の道路交通の課題を改善する骨格道路の整備、また、良好な市街地環境の形成や防災性の向上に資する公園・広場、上下水道、駐輪場等の公共施設の配置を位置づけ、土地利用を進める関係事業者に対し、街づくりの上位計画や方針等に沿った整備誘導を行う。

以上が市の考え方を整理し、今後この方向で取り組んでいく所存である。まちづくりのプロセスとして大規模土地所有者である京王電鉄と東京電力パワーグリッドの2社以外に周辺の住民、ほかの土地所有者も対象とした

協議会となる。京王電鉄、東京電力パワーグリッドの2社からは、地域の方々と一緒に自社が所有する土地の活用も含めた望ましいまちの将来像を検討し、計画づくりを進めていくとのことであるので、市もこのまちづくり活動を積極的に支援してまいりたいと考えている。まだこれは始まったばかりのことであるので、この地域のまちづくり活動の動向については適宜報告をさせていただきたいと思う。

岩永委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、引き続き6番、多摩ニュータウン再生の進捗状況について、7番、都営住宅建替えの進捗状況について、市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 多摩ニュータウン再生の進捗状況ということで定期的に状況報告をさせていただいているもの、また都営住宅建替えの進捗状況というところで、こちらも定期的に状況報告をさせていただいている。星野ニュータウン再生担当課長から資料に沿ってご説明をさせていただく。

星野ニュータウン再生担当課長 それでは、協議会報告の6、多摩ニュータウン再生の進捗状況及び7、都営住宅建替えの進捗状況について、一括してご説明を申し上げます。議員の皆さんにはサイドブックの資料として、当日のスライド資料と、資料2として全体計画の素案のデータを掲載しているのでご確認をいただければと存ずる。

9月議会以降の動きである。去る11月13日に本年度第2回の多摩市ニュータウン再生推進会議を開催させていただいた。この会議では、1、全体計画の素案について、2、地区別まちづくり方針のたたき案の検討、3、シンポジウム等の3つの議題についての意見交換を行っている。

まず全体計画の素案についてである。1回目の会議でのご意見を踏まえてまとめたものである。構成としては、全体計画の目的と位置づけ、上位計画・関連計画や現況・課題等についてのまとめ、全体の将来都市構造を検討するに当たっての視点の整理、全体計画の本論となる将来都市構造を描くゾーニング、拠点、ネットワーク、それぞれの考え方、方向性、そして再生方針を踏まえた主要な拠点、骨格等についてのポイントの整理と、

それを踏まえた都市計画マスタープラン改定に向けた重点テーマの設定と
いった流れになっている。今後のまちづくり計画のベースとして活用し、
あわせて都市計画マスタープラン改定へとつないでいくバトンとしてまと
めるものとなる。先日の会議では、外国人居住に関する考え方やソフトの
取り組み等に関する記述の強化などのご意見をいただいているところであ
る。事務局にて今検討作業中である。平成29年度から検討を行ってきた
が、次回第3回の多摩市ニュータウン再生推進会議で取りまとめたものを
市長への提言という形でいただく予定となっている。

次に、地区別まちづくり方針の検討についてである。諏訪・永山まちづ
くり計画に続く地区別まちづくりの検討として、愛宕・貝取・豊ヶ丘地区
の検討に着手したところである。今回は当該地区の現況、課題、地区構成
の方向性について整理・確認を行った。これらの地区の検討は、来年度以
降も引き続き丁寧に進めていくべきと意見を頂戴している。

次に、シンポジウム等については、本年度の多摩ニュータウン再生プロ
ジェクト第7回シンポジウム及び令和元年度第3回多摩ニュータウン再生
推進会議の日程についての確認を行っている。既に委員の皆様方にはお知
らせをしているが、多摩ニュータウン再生プロジェクト第7回シンポジウ
ムについては令和2年2月11日の建国記念の日、午後1時半よりパルテ
ノン多摩小ホールにて開催する。今回のテーマは、多摩ニュータウンの魅
力を高めるプレイスメイキングを掲げ、第2部の基調講演では筑波大学准
教授の渡和由氏のご登壇に向けて現在調整を行っているところである。ま
た、第3回の多摩市ニュータウン再生推進会議であるが、シンポジウム直
後の2月14日の金曜日、午後3時半からパルテノン多摩第1会議室での
開催を予定している。

以上が、第2回多摩市ニュータウン再生推進会議のご報告となる。

引き続き都営住宅建替えの進捗状況についてご報告をさせていただく。
添付資料の建替え地図もあわせてご確認をいただければと存ずる。

まず諏訪団地についてである。旧西永山中学校跡地に建設された多摩ニ
ュータウン永山三丁目団地については、11月1日より移転が始まってい
る。このもとによる植栽工事を冬に実施する予定と伺っている。

旧中諏訪小学校跡地については、都による建築工事が実施されているところで、令和3年の完了見込みとなっている。

諏訪団地4-1については、都営諏訪団地第二期工事に係る実施設計に着手されている。

次に、東寺方・和田・愛宕団地についてである。旧西愛宕小学校跡地については、東京都による建築工事が実施されている。引き続き工事について順次契約がされていく予定となっている。

中沢一丁目都有地については、現在建築工事が進められており、令和2年完了見込みとなっている。

以上、雑駁ではあるが、多摩ニュータウン再生及び都営住宅建替えの進捗状況についてご説明申し上げた。

岩永委員長 市側の説明は終わった。まず6番、多摩ニュータウン再生の進捗状況について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。それでは、7番、都営住宅建替えの進捗状況について質疑はあるか。

池田委員 旧西永山中学校跡地の移転が終わって、皆さん無事に住んでいるようであるが、今気になっているのが、移転の際に、ここに東京都による入居後の植栽の工事、これも住民の方からのご要望があったことだったが、そのときになかなか窓口になるところが、東京都に連絡したら、まだ東京都の土地ではないというような形になったり、市に確認してもどこが所管しているのか、学校跡地になっているのかどこなのかというところがあり、なかなか窓口がはっきりしていないのではないかとこのところが少し気になる。また、今後旧中諏訪小学校跡地のほうもいよいよ工事で、周辺の環境のいろいろな要望も学校から来ている等、いろいろ小耳に挟んだりしているが、そういったときの東京都との連携、東京都も窓口がどこに行っているのかよくわからなかったりするもので、その辺の連携はどうなっているのかお聞きしたいと思う。

星野ニュータウン再生担当課長 今窓口の話で、今回の引っ越しに当たっては、議員の皆様にも地元でのフォローというか、住民の皆さんへの導きをいただい

るところについては本当に感謝申し上げている。今、委員からもお話があったように、おおむね引っ越しが終わっているところであり、具体的話でいくと、既に自治会もできているので、ほかの都営団地と同じような形で通常の管理に関する部分については東京都住宅供給公社が都営住宅の管理をやっているの、こちらの団地についても通常の管理については東京都住宅供給公社が窓口になると伺っている。相談窓口の関係については、きょうご指摘をいただいた部分は私どもも非常に重要なポイントだと思っている。こちらについては東京都とも共有しながら今後の引っ越しについて、また、いろいろ課題もあったかと思うので、その辺の整理もしながら、次の都営諏訪団地の第2期工事であったり、愛宕地区の移転もこれから始まっていくという中で進めていきたいと考えている。

池田委員

1点要望であるが、植栽にかかわらず、特に旧西永山中学校跡地のところの瓜生緑地のほうに出る、あるいはバス停に出る階段が欠けていたり、また木がうっそうとしているところの要望もあつたりして、住民の声がなかなか、東京都のやっていることでもあるが、あれは事前にやっておくべきだったのではないかということもある。今後どんどんと建て替えが進む中では、しっかりと住民の声を、今回自治会がしっかりとすぐ立ち上がったからまだいいのかなと思うが、諏訪団地のことを踏まえてしっかりと課題等も検証していただいて、スムーズに建て替えが進むように、また住民の方たちの声も届くようにしていただきたいと要望しておく。

星野ニュータウン再生担当課長 個別にいただいたご意見については、都や東京都住宅供給公社のほうにお伝えさせていただきたいと思うし、今後また生活をしていく中でいろいろ問題が出てきたときには、今自治会が組織されているので、自治会と東京都住宅供給公社のほうでいろいろご相談させていただければと思っているのでよろしく願います。

橋本委員

1点だけ。池田委員とそういう場で何回か住民の声を本当に聞いて引っ越しの大変さをつくづく感じた。その中で、設計時点において3号棟、2号棟の間に瓜生緑地のほうにおりていく階段が、あれはどう見ても高齢期の方が多いたん地の中で、しかも買い物に行く生活道路になるというのに、大変危険なくらい角度があり、急である。それで電気もついていないという

ことはこの間も申し上げたが、やはりああいうものも本当に地元市として諏訪団地4-1に住んでいた方が行くというところでは、今あの階段を直せというのはできない。だから、やはりその辺の配慮はこれから中沢一丁目団地のところの問題等さまざま出てくると思うが、設計図上360度いくら表のほうがバリアフリーになっていても、皆さんの生活はやはりどうしても生協方面に買い物に行くということで日々のことになってしまうので、その辺の今後のときにはなるべく早目に配慮していただいたほうが、長い目を見て、後からあの階段を直すのは少し難しいかなと思っている。ぜひその辺は設計部門の方にも協力をいただいて、見ていっていただきたいと思う。お願いである。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。それでは、6番、7番についてはこれで終わる。

引き続き8番目、民法の改正に伴う多摩市営住宅条例の改正等について、それから9番目、「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」の施行に伴う事務処理の委任について、市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 案件の8番、民法の改正に伴う多摩市営住宅条例の改正等については、民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴ってのものである。また、案件9、「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」の施行に伴う事務処理の委任について、こちらも令和2年4月1日から東京都の条例が施行されることに伴う事務委任というところが一部あるので、案件8番、9番を一括して大島住宅担当課長から説明させていただく。

大島住宅担当課長 それでは、私から案件8と案件9についてご説明申し上げます。

1件目、民法の改正に伴う多摩市営住宅条例の改正等についてである。趣旨については、先ほど都市整備部長からもあった民法の一部を改正する法律の施行が令和2年4月1日にされるということで、これに合わせて改正を行うものである。今回の民法改正は、民法制定以来約120年大きな改正がなかった債権や契約に関する分野について見直しを行ったものである。約200項目について改正が行われている。その改正の一つ、民法第

465条の2において、保証人の保護に関する改正が行われる。この改正は、個人根保証契約を締結する場合は、これまで保証する額に制限がなかったものが、改正法施行日である令和2年4月1日以降は極度額を定めなければその効力が生じなくなるとする改定である。以上が多摩市営住宅条例に影響のある民法の改正内容である。

本改正を受けて、国土交通省より技術的助言があった。その内容の概略であるが、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることなども踏まえると、今後、公営住宅への入居に際して保証人の確保が困難となることが懸念される。このことを踏まえ、公営住宅管理標準条例案を改正し、保証人に関する規定を削除した。各自治体では、技術的助言の内容に留意の上、住宅に困窮する低額所得者に対して的確に公営住宅が供給されるようお願いするという内容である。この趣旨について主なところを資料のほうに①②③と3点記載させていただいている。説明は割愛する。

続いて、この民法改正に対しての本市の対応についてである。市営住宅は公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で提供しており、その目的を踏まえ、また国の技術的助言を踏まえ、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにする必要があると考える。このため、多摩市営住宅条例第11条第1項第1号の規定から保証人の確保に関する部分を削除し、関連する条文、規則、要綱等もあわせて改正する予定である。また、このこととあわせて現状では保証人が実質的に緊急連絡先を兼ねていることにかんがみ、緊急時の連絡先を確保するよう改正を行う考えである。この場合においても、連絡先が確保できないことを理由に市営住宅に入居できないということにならないよう配慮する予定である。

最後に、今後の予定である。今後令和2年第1回多摩市議会定例会に、多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について議案として上程させていただく予定である。ご承認いただいた後、令和2年4月1日からの施行を予定している。

案件8、民法の改正に伴う多摩市営住宅条例の改正等についての説明は以上である。

続いて案件9、「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」の施行に伴う事務処理の委任についての説明を行う。

こちらについては、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例、以下マンション管理条例と言うが、これについてまず初めにご説明をしたいと思います。資料1をごらんいただければと思う。

このマンション管理条例については、本年3月29日から東京都のほうでは施行されているが、一部については令和2年4月1日からの施行になるということで、今回の事務委任については、その4月1日からの施行部分に係る事務が委任されるということである。

1、条例制定の背景であるが、主なところでは2つ目のマルである。建物と居住者、「二つの老い」が進行する中、この現状を放置すれば管理不全に陥るマンションが増加し、居住環境だけではなく、防災や防犯、衛生、景観など地域の生活環境や市街地環境にも影響を及ぼすことが懸念されるというところが主な背景となり、今回マンション管理条例が制定されたものである。

2の条例の目的については、こちらに記載したとおりである。

次に、条例の3本柱というところであるが、第3条～第14条については、東京都やマンション管理組合、関係事業者等の責務について規定したものである。

第15条～第17条については、要届出マンションの管理組合の管理状況届出制度に関する規定になる。ここで言う要届出マンションとは、昭和58年12月31日以前に建てられたマンションで6戸以上のものを指す。これは区分所有法がここで改正されて、管理組合の設置義務は昭和59年以降あることになったが、昭和58年12月31日以前にはその設置義務がなかったということで、マンションの管理が適正になされるかどうか、そこがまず一つ懸念があるということで、今回はこの昭和58年12月31日以前に建てられたマンションを対象に、管理状況届出制度を令和2年4月1日から開始することになる。

続いて第18条～第19条である。こちらについては管理組合に対する助言、指導、勧告及び支援に関する規定となっている。ただいま説明した

条文のうち第15条から第17条、それから第18条の部分が令和2年4月1日に施行される部分であり、こちらが区・市に委任される事務になる。

事務処理の委任に関するご説明をする。1枚目にお戻り願う。経緯については、これまでの経緯ということで後ほどごらんいただければと思う。

今後の予定についてである。今後の予定の12月のところである。今が12月であるが、令和元年の第4回都議会定例会において市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例が上程され、現在審議中と伺っている。こちらの条例が改正された後に令和2年4月1日から市のほうに事務が委任されることになる。

市に委任される事務はどのようなことかというところで、下段3のところをごらん願う。4点ある。1つは、管理状況の届出の受理である。こちらは東京都が対象となる管理組合に対して調査票等を郵送するので、その回答を区・市で受理するというものである。受理した後、東京都が設けるデータベースへの入力作業等が行われることになる。その作業は区・市で行うということである。2つ目が、管理不全の兆候が疑われるマンションに対して届出の要求を行うというものである。これは先ほど申し上げた要届出マンションは昭和58年12月31日以前に建てられたマンションであるが、区・市のほうでそれが昭和59年以降でも少し懸念されるようなところがあるマンションに対しては、この届出を求めることができるということである。3つ目である。こちらは届出の求めに対して回答がない場合には区・市で督促を行ってほしいということである。4つ目である。さらに、督促を行ったにもかかわらず回答がない場合、実際に現地を訪問するなどの調査、また届出内容や調査の結果、管理不全やその兆候があるとされるマンションに対しては助言、助言だけで是正されない場合にはさらに必要な措置についての指導・勧告を行うというものである。これら4つが令和2年4月1日以降区・市のほうで行うところである。

1点補足であるが、この区・市というところで、経緯の一番下のところに括弧書きで26市中13市が第17条、第18条に関する事務を受け入れと書いてあるが、23区については全区がこの事務を受け入れすること

ができるということで受け入れている。26市については、多摩市は住宅担当があるが、住宅担当という部署がないような自治体もあり、そういうところではなかなか当初からこの事務を受け入れるのは難しいということで、26市中13市がこの第17条、第18条に関する事務を受け入れるということである。多摩市はこちらのほうは受け入れていくということである。

来年度については、主に多摩市内に313対象のマンションがある。こちらのマンションに対して東京都から届出を求める文書が届くので、そちらについて市で受理して未届けマンションには督促を行い、それでも届出がないマンションに対しては調査を行っていく予定である。また、調査にあたって、マンション管理士などのマンションに関する知見を有する方に委託するなどの手法を考えており、来年度当初予算において計上する予定としている。

以上で「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」の施行に伴う事務処理の委任についての説明を終わる。

岩永委員長 市側の説明は終わった。それでは、まず8番目、民法の改正に伴う多摩市営住宅条例の改正等について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。それでは、今の9番目、「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」の施行に伴う事務処理の委任について質疑はあるか。

橋本委員 管理組合費などがなかなか集まらないという形で不備になっていく状況も聞いているし見ているが、この条例が出てきたら、例えば毎月2万円でも1年たてば24万円不払いということでなかなか次のリニューアル工事ができないというときに、これは確かに届け出たり助言もするのだが、一番の財政的な、調査・助言・指導・勧告だけだと実際には300のうちどのぐらいのマンションになるのかわからないが、どうなっていくのか、解決のめどがつかうのかどうかというところが気になるが、お聞かせ願う。

大島住宅担当課長 確かに調査・助言等ではなかなか難しいところもあると思っている。管理費などは基本的には管理組合の自主的な管理で組合員から徴収するこ

とになるが、滞納があったり、組合費・修繕積立金等も修繕計画を立ててみるとやはり金額が足りないといったようなことも実際あると思う。したがって、多摩市としては、こういったところで、今回の調査ではそこまでの解決はできないが、今回調査についてマンション管理士等に委託したいと先ほど申し上げたが、多摩市にはマンション管理士会があり、多摩市としては住宅アドバイザーという別の制度であるが、マンション管理士にご協力をいただいて各管理組合への助言や指導をしているので、今回またマンション管理士にこちらの調査のほうでもご協力いただきながら、そちらのアドバイザー制度とも連携しながら適切にマンション管理組合の運営ができるように支援していきたいと思っている。

橋本委員 これから先のことはなかなか難しく、私的な所有財産であるが、いずれ劣化、先ほど2つの老化と書いてあって、まさしくそうなのだなと思ったが、結構悩ましい問題になっていくと思うので、ぜひ早目の対応を、少なくとも早目に対応して、修繕計画とそれに見合う積立金をということで、ぜひ積極的に住宅のほうにもかかわっていただけたらと、それだけ申し上げます。

藤原委員 これは東京都だけの動きなのか。全国的な動きなのか。

大島住宅担当課長 全国的にやはりこういった動きがあるのかなと思っている。私が把握しているところではまだないが、東京都は今回、豊島区等既に先行している区があり、そちらに倣ってということもあり、この制度が必要だということでこれを制度化しているところである。今後またこういう動きが全国的にも広がってくるものと思っている。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

岩永委員長 質疑なしと認める。8番、9番についてはこれで終わる。

それでは、案件の10番目、多摩市地域公共交通再編実施計画の進捗状況について、市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 都市整備部最後の案件になる。10番の多摩市地域公共交通再編実施計画の進捗状況についてである。平成29年度多摩市交通マスタープランの策定から着手し、平成30年度、平成31・令和元年度ということで、

公共交通の再編を、市民のお声を伺いながら進めてきたところで、ようやくここで素案を取りまとめられるかなというところまで来ている。今後の動きなどについてもあわせて渡邊交通対策担当課長からご説明をさせていただく。

渡邊交通対策担当課長 それでは、多摩市地域公共交通再編実施計画の進捗状況についてご説明差し上げる。資料を見ながら話を聞いていただければと思う。

今冒頭都市整備部長からもあったが、平成30年3月、年度でいくと平成29年度末に多摩市交通マスタープランを改定している。そのマスタープランの中で目標の一つとして「多摩市のまちづくりを支える市内公共交通網の再構築」というものを設定して、市内公共交通網の再編と交通不便地域の解消を重点事業として位置づけがされている。この重点事業を計画的に進めるためにはしっかりとした計画が必要であり、平成30年度と今年度の2カ年をかけて多摩市地域公共交通再編実施計画を策定するという作業に着手している。この作業の中でいくと、平成30年度については市内8カ所でオープンハウスとワークショップを開催した。その際に地域住民の方から課題や意見などの収集を行い、令和元年度にその意見をベースに市民意見イメージ案を作成した。そのイメージ案を持って市内8カ所での報告会と関戸公民館で2回のオープンハウスを実施し、計10回の報告会を開催している。現在この多摩市地域公共交通再編実施計画案については、庁内各課に意見照会をかけ、来週には庁内の会議に付議をして、そこでこの内容でいいというご承認をいただくことができれば、あくまでも予定であるが、12月20日から約1カ月間パブリックコメントを実施していきたいと予定している。また、パブリックコメント実施以降の予定としては、年が改まって令和2年2月にパブリックコメントで寄せられた意見をまた反映し、回答内容も考え、その内容を多摩市地域公共交通再編検討部会で協議し、その上部組織である多摩市地域公共交通会議に報告、そして協議・承認をいただけるようにしたいと思っている。多摩市地域公共交通会議で承認が得られた後、また庁内会議で計画の決定というような形で協議をかけていきたいと考えている。また、議会に向けては、3月議会で決定されたものを報告させていただければと考えている。

また、多摩市地域公共交通再編実施計画の中身のほうできょうご説明させていただく内容としては、一部具体的な内容をご披露したいと思う。まず多摩市地域公共交通再編実施計画そのものであるが、多摩市交通マスタープランでも掲げられているとおり、交通不便地域の解消、それから各地域での課題解決というものを前提にし、かつ今ある既存公共交通と共存できるようにというようなベースでまず考えている。その中でも例えばミニバスについてもいろいろご意見を賜っているところであったので、ミニバス東西線については、ニュータウン道路を走っている長いやつであるが、やはり意見のほうで、ダイヤどおりの運行や駅までもう少し何とかならないのかというご意見もあったので、速達性と確実性を上げるために、長い路線を少し分割して短い路線で運行ができないかというようなことも計画の中に入れていた。また、今先方の施設とも調整中ではあるのだが、東西線を幾つか分割する中で、多摩センターから唐木田方面に伸びていくミニバスについては、仮称であるが、パルテノン多摩前と、あと中央図書館前というところで、新しく建つ図書館の近辺と今のパルテノン多摩前あたりにバス停を設置できないかという形でも協議をしておるところである。また、道路の関係でミニバスだけではどうしても課題が解決できないところについては、乗車定員10名程度のワンボックス車両を活用したルート固定、ダイヤ運行というようなコミュニティタクシーのようなもの、それから同じ10名程度のワンボックスでフリールート、フリーダイヤ、ダイヤがない予約制のデマンド交通のようなものの導入を検討している。

また、今回の多摩市地域公共交通再編実施計画の中では、公共交通は一度入れてしまうと変更や拡充、状況を見ての存廃の検証がなかなかできなくなるので、各地域においてはそれぞれ多摩市地域公共交通再編実施計画に基づく実証実験を実施させていただいて、収支状況や利用状況等を把握し、トリガー方式を取り入れて、トリガー方式の基準でしっかり検証を行って、本格運行の可否、それに取ってかわるような交通網を判断できるような形にしていきたいと思っている。トリガー方式を簡単にご説明すると、例えば実証実験期間中に収支率50%以上というような結果が出た場合には、本格運行路線のほうに移行していければいいかなと考えている。さら

に予想を上回る利用率があつて収支率125%以上になった場合には補助対象路線ではなく事業者による民間路線運行というような形でも考えている。また、実証実験のときの結果だけで判断してしまうとその後いろいろ年数を経ると街の状況が変わったり、年齢構成も変わってくるがあるので、本格運行後についても多摩市公共交通再編実施計画で定められた路線については、毎年しっかりと交通事業者から収支状況、利用状況等を多摩市地域公共交通会議に報告させ、その中でしっかり見守っていきながら、2年ごとにもう一回本格運行後の基準を持ったトリガー方式の中で検証していきたいというような形で、常に把握と検証ができるような体制を整えていきたいと考えている。また、収支率が一つの基準にもなってくることから、我々としてはできる限り本格運行につなげていきたいところもあるので、経費を抑える努力もしなければいけないところがある。その辺では、交通事業者からの提案、我々事務局で考えている部分でいけば、本来であれば毎日運行したほうがいいところであるが、やはりそうすると収支的に厳しくなる場合もあるので、そのような交通事業者の過去の経験則からも、厳しそうなところであれば別の地域とセットにして、曜日別運行というような形で何とか経費を抑えるような運行ができないかというような工夫なども取り入れているところである。そのようなものも含めて12月20日からのパブリックコメント、その後の多摩市地域公共交通会議での議論・検証、庁内会議でのご承認を賜って策定ができれば、3月に議会で報告をさせていただければと考えている。雑駁ではあるが、以上説明となる。

岩永委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

藤原委員 これ計画概要の表を見ると、計画期間が令和2年度～9年度になっていて、取り組みが①～⑥までであるが、優先順位は特にあるのか。

渡邊交通対策担当課長 取り組み内容のところをいくと、これは交通不便地域の解消のためすべてやっていかなければいけないので、この中では優先順位は特にない。実証実験に関してもいろいろ市側だけではなく、例えば警視庁協議が必要であったり、運行については交通事業者との運行管理計画の策定であったり、それに基づいた国土交通省関東運輸局への申請もしなければならぬので、状況が整うところからしっかり始めていきたいと考えていると

ころである。

藤原委員

①から③は既存のものに対してのいろいろな再編や拡充であるが、④から⑥に関しては、昔試したこともあるが、新しい取り組みと言えれば新しい取り組みである。今までで明確に物になったものがまだないわけではない。だから、本当にとっても難しいと思うが、ある程度最初に大きな予算を考えていかないと、結局こういうものは、やったはいいが物にならないままずるずるずる来てしまっていて、時代は大きく変わっているので、昔は住宅は福祉だと言われたが、今はこういった移動手段はそれこそ福祉という観点で考えていかないと、本当に街の皆さんは困っておられる。そういう中で、もう一度部・課長の本気度をお聞きしたいと思うが、このほかにも今地域でいろいろと、地域の住民による、地域の手による、地域のための、市に頼らないようなこういった移動手段が始まっているが、そこのかかわり。それから、今前段で申し上げた部長・課長の本気度をもう一回お聞きして終わりにしたい。

渡邊交通対策担当課長 交通のほうでいけば確かに福祉視点も課題になっている部分で、公共交通はそれを解消していくための一助になるという部分があるという認識を持っている。また、公共交通は逆に言うと、特化した年齢層ではなく全年齢層を対象にしているところもあるので、今までとはまた違ったという部分でいけば、事前に2年かけて地域の意見を拾って、今のところ多摩市公共交通再編実施計画は極力その意見に沿った形を維持して計画をつくりたいと思っている。だから、やはりふたをあけてみなければわからないところも実際あるので、しっかりその辺を捉えて、それで厳しい場合は多摩市公共交通再編実施計画案の中でも、では、だめだったからもうその先ないのかということではなく、収支率50%未満だった場合は違う手法をしっかりともう一度検討していこうということも入れていく予定であるので、その際にはひょっとすると皆さんのこうあったらいいなというものと、実際現実に走る形で継続できるものの形が変わる場合もあるかもしれないが、そういうところは繰り返ししっかりデータを集めながらやっていかなければいけないかと思っているところである。

佐藤都市整備部長 担当課長からご答弁させていただいたが、重なってしまう部分もある

が、やはり地域公共交通の不便地域の解消を何としても実現していきたい。全市的な取り組みとして健幸まちづくり、また、ここで新たにというところであるが、ウォークブル推進ということで、高齢者だけではなく皆さんが外出する機会の確保にできるだけのことをしていきたい。藤原委員のご指摘のとおり、公共交通としての位置と福祉移送という両方面あると思う。現在も多摩市ミニバスに市の一定金額の補助を投入しながら公共交通を確保しているところである。さらにということになれば、青天井ではないが一体どこまで財政的に支援ができるのかもやはり重要な視点になってくる。そこの兼ね合いがあるが、これまで具体的な取り組みというところで、市内あちこちから、うちのほうはどうなのだろう、あちらはどうなのだろうというお声を方々からいただいていた中では、この2年間かけて一定の取り組みをさせていただき、また、この後一度に全部というわけに、一足飛びにというわけにはいかないが、順次実験を重ねつつ、またその実験のところも、一定の基準のようなものがないと、実験はした、だが、その先どうなのかがなかなか見えにくかったというところがある。収支という数字は一つの重要な切り口になってくると思う。一方で、収支だけでは、49%ならやらずに51%ならやるのかというようなお話は当然出てくるわけで、収支以外にも時代はさまざま動いていくと思う。そういう中で柔軟な対応を図りつつ、皆さんの外出機会の促進、移動支援といったものをしっかり図っていきたいと考えている。

藤原委員

①から⑥までが一つの漏れなく確実に実現できることを大いに期待して終わる。

池田委員

これは要望になると思うが、平成30年度から始まってオープンハウスあるいはワークショップも開催していただいて、私も何度か伺ったことがあるが、実はそこにも来られない方たちの要望がやはり大事だと思う。そのときに、福祉のというのであれば、もちろん路線の拡充や見直しをするに当たって、例えばミニバスなどでも、結構議会でもベンチの問題やバス停を選ぶ問題があったと思う。そこが非常に大事なのかと思う。ミニバスなどでも、例えば路線の見直しをするときに、あるいは拡充するときに、そういった環境の整備、どこにバス停を設けて、そこにきちんとベンチが

設置される。道路交通法があり、いろいろ難しい問題があるのはわかるが、そこはやはり住民の方たちのバスを待ってられないというお声も多いので、そういうところもしっかりと配慮しながら路線を考えていただければなど、これは要望であるが、お願いしたいと思う。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、案件11番目、平成30年度分の福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う東京電力に対する損害賠償金の歳入についてから、13番の「多摩市まち美化キャンペーン」の実施報告についてまで、市側の説明を求める。

佐藤環境政策課長 では、11番から13番まで続けて説明をさせていただく。

まず11番、平成30年度分の福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う東京電力に対する損害賠償金の歳入についてである。平成30年度の福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う東京電力に対する損害賠償の歳入については、東日本大震災による事故に伴って文部科学省が所管する原子力損害の賠償に関する法律に基づき、原子力損害賠償制度の中に原子力損害賠償紛争審査会が設けられ、その審査会の中で損害の範囲等の指針が定められている。その指針に基づき、エコプラザ多摩の土壌改良材もその対象の一つとなっている。平成30年度についても土壌改良材の市民への提供を行うにあたり放射性物質の検査を行い、その検査業務委託の費用90万7,200円全額を支払いの対象として既に10月11日付で支払いが行われた。

なお、検査結果は、すべて定量下限値以下となっている。

また、平成30年度分と平成29年度分の金額の違いは、検体数が21検体から24検体にふえたためである。

続いて12番、学校給食の放射性物質検査結果について説明をさせていただく。令和元年度二学期分の学校給食の放射性物質検査である。二学期分は11月6日に白米が2つの産地のもの、あとレンコンとジャガイモを含めて4品目について給食提供前検査を行った。検査は、消費者庁から貸

与されている機械を使用して、厚生労働省が定めた食品スクリーニング法に基づき検査を行ったものである。結果はすべて検出下限値未満だった。

続いて13番、「多摩市まち美化キャンペーン」の実施報告について説明をさせていただく。多摩市まち美化キャンペーンについては、平成24年に多摩市まちの環境美化条例を制定し、誰もが住みやすく、安全で快適なまちの実現のため市と市民がともに取り組む啓発活動として、毎年春と秋に行っている。また、環境美化の取り組みについては、ごみ対策課でも春にごみゼロデー、秋には市民清掃デーが行われており、そちらとも時期を合わせて連携して広報しながら市内で一斉にまち美化を推進しているところである。本日は、10月に行った秋のキャンペーンについての報告となる。

まず資料の1番目、主な活動内容であるが、今回もまち美化推進協議会の皆様をはじめ市民団体、事業者の多くの方々にご参加いただき、駅周辺の清掃を行い、啓発物品を配布し、環境美化や受動喫煙防止のアナウンス、また最後のところでは最近社会問題化している廃プラスチックごみについても触れて啓発を行った。

次に、2番目、実施した日時と場所である。10月24日木曜日に唐木田駅からスタートして、翌日金曜日は多摩センター駅、多摩センター駅については雨天のため残念ながら中止となった。そして土曜日は永山駅、そして月曜日は聖蹟桜ヶ丘駅でキャンペーンを行った。特に土曜日はショッピングに来られた多くの市民にも啓発を行うことができたと考えている。また、月曜日に行った聖蹟桜ヶ丘駅では、新たな取り組みとして吸い殻がまとまってポイ捨てされていた箇所を黄色のチョークで囲んで、ポイ捨てされていたことを記録として残す、その後チョークをポイ捨てされた方が見たときに、自分の行動が見られているという、私たちのまちを汚さないでほしいということをアピールすることで捨てさせない行動を促す、このような新たな取り組みを実施し、後日その効果を職員が確認しながら、現在成果を検証しているところである。結果については、来年2月のまち美化推進協議会までにまとめる予定である。

次に、3番目、キャンペーンの参加状況である。ごらんのとおり254名

の非常にたくさんの方々にご参加いただいた。特に土曜日の永山駅では聖ヶ丘中学校の生徒およそ80名の皆さんにもご参加いただき、活発な環境美化活動を行うことができた。

次に、4番目、ごみの収集状況である。これは参加人数やその日の活動時間でばらつきがあるため一概に比較はできないが、たばこの吸い殻で見える限り、今回は永山駅がとても多い状況だった。

裏面は、これまでの3年間の活動の実績となっている。

岩永委員長 市側の説明は終わった。それでは、まず案件の11番、平成30年度分の福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う東京電力に対する損害賠償金の歳入について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

ひき続き12番目、学校給食の放射性物質検査結果について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、最後13番目、「多摩市まち美化キャンペーン」の実施報告について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、引き続き案件14番目、パルテノン多摩・中央図書館・多摩中央公園の工事予定と園路閉鎖期間について、15番目、連光寺・若葉台里山保全地域について、市側の説明を求める。

吉井環境部長 まず1点目は、多摩中央公園を中心とした諸工事が今後予定されているので、それに対する周知を行っていききたいという報告である。

また、もう1件については、平成26年に連光寺・若葉台里山保全地域ということで指定がされているが、その今後の動向が出てきたのでご報告をさせていただくものである。なお、今後の進め方によることを踏まえて、今回口頭のみのご報告とさせていただきたいと思う。内容については公園緑地課長からさせていただきたいと思う。

長谷川公園緑地課長 それでは、私から内容の詳細を説明させていただきます。

まず14番、パルテノン多摩・中央図書館・多摩中央公園の工事予定と園路閉鎖期間について説明させていただきます。それでは、資料をごらんいただければと思う。

まず1枚目の資料である。こちらのカラーになっている部分が真ん中にあるが、これが実際園路閉鎖期間等ということで公園内に設置する看板の内容のイメージとなっている。工事期間、あと園内の閉鎖部分及びその期間を図で示させていただきますとともに、中央図書館、パルテノン多摩両施設のイメージ図を載せたものになっている。

それから、こちらの資料の2ページ目をごらんいただければと思う。一番上に3番、設置期間とあるが、こちらの看板の設置期間については、年が明けて令和2年の2月～令和4年10月までを予定している。

4の設置場所であるが、こちらは園内9カ所に設置を予定している。場所は後ほどご案内させていただきたいと思う。

それから、5の設置方法については、記載のとおり図があるが、支柱を地面に打ちつけてそこに看板をつけるような形になる。

最後、6、その他の市民周知の方法であるが、この看板のほかにはたま広報1月20日号、それから3月に発行を予定しているが、政策情報誌、また市の公式ホームページ等でも周知を図っていく。

続いて2枚目の資料をごらんいただけたらと思う。こちらは先ほど看板のイメージをご案内させていただいたが、その中の図面部分のみを抜き出したものである。緑色でマーキングしてある部分の園路、こちらは工事期間中でも通行が可能となる部分である。公園内の園路については、普段使われている方も多いことから、園路全体を封鎖せずに部分的に開園しながら工事を行っていく。それから、赤の点線で囲んである部分がパルテノン多摩と中央図書館の工事エリアとなり、それぞれそこに記載の期間において閉鎖をさせていただきますことになる。

なお、工事車両が園内を通行する場合があるとの記載があるが、これは常時車両が通行するのではなく、大型クレーンを搬入する必要があるのだが、それを搬入・搬出するときで、搬入したらその工事期間中はその場

所にずっととめておいて、終わった後に出て行くという、必要最小限部分のみ車両が通行する形になる。

最後に、もう1枚、こういう資料があるだろうか。こちらは看板の看に数字が書いたものを幾つか先ほどと同じ図面に落とさせていただいているが、これが看板を設置する箇所を示させていただいたもので、園内でも侵入口に当たる部分、あとは主要な動線上を中心に9つ設置を記載のように予定している。

続いて15番、連光寺・若葉台里山保全地域についてということで、先ほど環境部長からもあったが、本日は大変恐縮であるが口頭のみでの説明とさせていただく。本件は、平成26年度に東京都の里山保全地域に指定された連光寺・若葉台里山保全地域への水供給源に当たるエリアについて、東京都と共同で取得に向けて取り組みを進めていくことについて、今回ご報告をさせていただくものである。

これが現地の図面になる。平成26年度に指定されたエリアが、この緑色で塗られている部分である。この中の色塗りされた部分が湿地になっており、ここに絶滅危惧種キバサナギガイなどといった貝類の希少生物の生息が確認されており、ここは特に保全の必要性が大変高い部分になっている。また、この部分への水供給源となっているエリアが、この青く囲まれた部分になっているところである。なお、この一番下に囲まれた部分については、平成26年度の同時期に指定された稲城市の土地に当たる部分になっている。

改めて東京都里山保全地域という制度についてのご案内であるが、こちらは東京都の東京における自然の保護と回復に関する条例に基づくもので、自然は一度破壊されるとその回復がなかなか難しいことであるから、回復には長い年月が必要になってくる。そのようなところから、良好な自然地を保全地域とすることで都民の貴重な財産として末永く残していくことを目的としたものである。その保全に当たっては、都と地元自治体で共同して取得して、取得後の管理については地元自治体が行っていくような制度になっている。

今回都と検討を進めた中で、この湿地の部分を今後も維持していくとい

った中では、湿地の近隣の集水域に当たっている部分の地域が仮に開発されてしまって緑が失われた場合、集水域、水供給源としての機能が失われてしまうところから、改めてそこのところについて東京都が関係有識者に確認したところ、このエリアの保全が必要であるという見解が出された。とりわけこの中に井戸があるのだが、こちらについてはこのエリアから水が集まることになっており、さらにここに集まった部分が湿地のほうにも流水しているというところがあり、この井戸の近辺のエリアが大変重要だということであった。今回はこの井戸を中心としたエリアの一部を取得していく方向で今東京都と話を進めているところである。

今後の動きであるが、まずは地権者とのお話を進めさせていただくと同時に、土地の現状の調査にもあわせて入っていきたいと思っている。最終的に東京都の自然環境保全審議会のほうにこの指定について諮問させていただいて、その答申を受けて指定を受けるような流れになっている。今後とも状況については、この生活環境常任委員会に逐一報告してまいりたいと思っている。雑駁であるが説明は以上になる。

岩永委員長 市側の説明は終わった。では、まず14番のパルテノン多摩・中央図書館・多摩中央公園の工事予定と園路閉鎖期間について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。では、今の15番目、連光寺・若葉台里山保全地域について質疑はあるか。

岸田委員 先ほどの説明に土地の取得に向けてということがあったが、そのときには多摩市みどりの基金が使われる予定なのかどうかを伺う。

長谷川公園緑地課長 みどりの基金が活用されてというところについては、そのことも一つとして検討させていただくのもあるし、あとは都市計画税の充当可能性も検討させていただきながら、いろいろな財源の有効活用について検討させていただいて、取得に向けて考えていきたいと思っている。

岸田委員 先ほど保全場所が、多摩市と稲城市にまたがる場所だったと思うが、2市が連携をどのように行っているのか、話し合いを設けていたり、例えば情報共有していたりするのかなを伺いたいと思う。

長谷川公園緑地課長 先ほどの稲城市の部分については、平成26年度に保全地域に指定

された部分の一部となっている。実際この保全地域の指定については、東京都の都条例の規定に基づいて行われている東京都の取り組みも大きい。そのため基本的には東京都を主体としながら、その保全地域がある地元自治体と共同して動いていくというところで、その二者で進めていくところが大きなものになる。それは、その土地の抱える状況はさまざまであるので、今回の場合は東京都と2市がかかっているが、すべてを三者のテーブルで検討していくというよりは、その土地に係るところを関係する二者でやっていくということで、稲城市の取得に関する事、あとその管理のあり方といったところには、我々はあまり関知していない。

岸田委員 あと緑地という観点だと多分公園緑地課の担当だと思うが、保全を考えると、環境政策課が担当だと思うが、多摩市としてはその2課と一緒にやっていくのか、それとも緑地であるから公園緑地課でやっていくのかを伺いたいと思う。

長谷川公園緑地課長 今回の保全地域の指定については、平成26年度に指定されている湿地の部分を守っていくというところが大きな目的になる。その理由としては、絶滅危惧種の生息が確認されており、そういった貴重な生物がいる環境を今後も保全していくことが大事というところでは、やはりこれは生物多様性の推進が目的にあるので、そこは同じ部内にある環境政策課と当初から連携しながらこの検討に向けては動いてきていた。また、今後これを取得して活用していくといったところでは、今回取得を予定しているところは、農地のようなところがあったり樹林地のようなところがあったりさまざまであるので、その活用のあり方については今関係してくるであろう課といろいろ話し合いをしながら、どうしていこうかと検討しているところである。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。それでは、14番、15番についてはこれで終わる。では、引き続き16番目、生ごみ処理機器普及キャンペーンの実施について、市側の説明を求める。

吉井環境部長 6件目の最後になるが、生ごみ処理機器普及キャンペーンの実施につい

とということで、資源循環推進担当課長から内容の説明をさせていただきたいと思う。

岩田資源循環推進担当課長 では、資料は協議会16という資料をお願いする。生ごみ処理機器普及キャンペーンを今回実施したいと思っている。

家庭ごみの約3割を生ごみが占めているという統計が出ており、多摩市では自家処理による生ごみ処理対策で、非電動式の生ごみ処理機器に補助金を半額補助ということで出している。今はダンボールコンポストを中心に進めているところである。

今回その普及キャンペーンということで「生ごみ入れません袋」を配布するような形をやりたいと思う。こちらがその実物である。これは10リットルのもの1種類という形になる。これは初めてではなく、平成24年度に一回やって、また平成28年度にももう一回やって、今回は3回目という形になる。平成24年度のときには生ごみ処理機器を使っている方あるいは自家処理を推進している方へということで配った。約780世帯の方に利用していただいた。平成28年度ときはダンボールコンポストのキャンペーンということでやって、100世帯限定でやった。今回第3段目としてやりたいということである。平成28年度に83件、平成29年度に113件、平成30年度に90件という形で生ごみ処理機器の補助金の件数が少し伸び悩んでいるということで、ここでこ入れのためにやりたいという形である。

今回は生ごみ処理機器の補助金交付決定者に対してやりたいというところで、一応これは生ごみを出さないという宣言をしてもらって、1年間分約100枚を配るという形である。ただし、生ごみ処理機器はかなり途中で挫折する方がいるので、そういうときには絶対返してほしいという約束でやる。これは前回もそういうことでやった。

ということで、開始が来年1月20日から1年間ということでやりたいと思う。回収のほうは、もう1年延ばして2年間分回収期間を設けてやりたいと思う。そして、大体削減効果については、1人1日当たり394グラム、燃やせるごみの中の3割ぐらいで、補助金の交付件数は実績で95件であるので、それで計算して4.7トンになる。したがって、これ以上出る

と見込んで4.7トン以上の削減効果を見込みたいという形で進めている。

岩永委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、17番から19番まで一括してやりたいと思う。17番目、多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について(事前説明)から19番、東寺方一丁目地内浸水事故に関する被害者対応について、市側の説明を求める。

森田下水道事業管理者 それでは、協議会案件の17番である。多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、これは3月議会でご審査をお願いする案件である。今回はその事前説明とさせていただく。詳細については下水道課長からご説明申し上げます。

檜島下水道課長 それでは、多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての概要についてご説明をする。令和2年4月1日に施行される予定の地方自治法等の一部を改正する法律において条文の追加があることから、地方自治法を根拠としている下水道事業の設置等に関する条例の第6条の部分について、条例の条ずれを起こしてしまうことから、根拠となる条文の番号を変更するものである。

改正の内容については、資料の表に示しているとおり、第6条の網かけの部分について追加をするものである。

施行予定日については令和2年4月1日を予定している。

森田下水道事業管理者 では、引き続き協議案件18番である。多摩市下水道事業の剰余金等の処分に関する条例改正について、これも3月議会でご審査をお願いするという案件である。今回その事前説明である。詳細については下水道課長よりご説明申し上げます。

檜島下水道課長 本件の概要についてである。下水道事業では、本条例に基づいて決算により生じた剰余金を積立金に計上しているが、このたびの改正の趣旨については、積立金の取り崩しを行った際に、積立金の取り崩し分を資本金に組み入れる規定を本条例に追記するものである。

改正の内容については、複式簿記の帳簿上の整理となるが、帳簿上のル

ールとして積立金を取り崩して予算編成した当該年度においては、決算により生じた剰余金を積立金に計上すると、その年度以降の積立金の取り崩しが困難になるという状況が発生してしまう。そこで現在の剰余金を積立金に計上することになっている本条例に、取り崩した積立金を資本金に組み入れられる規定を設けたいと考えているところである。これによって剰余金を次年度以降の予算編成等で活用することが可能になるものである。

なお、資本金に組み入れる金額については、見える化を図るということで資料にある表の部分、多摩市下水道事業剰余金処分計算書という例を示しているが、こちらで示しているとおりに、太線で囲った部分に資本金への組み入れ額を記載したいと考えている。

こちらの施行についても、令和2年4月1日を予定している。

森田下水道事業管理者 それでは、最後となる協議案件の19番である。去る10月12日に発生した東寺方一丁目地内の浸水事故、我々これに関連して被害者の皆様への対応というところで現状のご報告をさせていただく。詳細については下水道課長よりご説明申し上げる。

檜島下水道課長 では、資料に基づいて説明を申し上げます。資料の「個別相談会」と書いてあるところからである。被害者の皆様との示談交渉については、弁護士を代理人として賠償額の決定に向けての話し合いを行ってきた。これまで被害者の皆様からは、賠償請求額について根拠となる見積書や領収書の提出をお願いして、それをもとに弁護士が保険会社と協議しながら賠償額の査定を行ってきた。査定額については、資料の表があるが、この表のとおり11月30日、12月6日、12月8日、3回にわたって個別相談会を実施して、弁護士から査定根拠も含めて被害者様にご提示をしたところである。

被害状況と賠償額については、資料の裏面のとおりである。賠償の対象として12点ある。このうち1点目のアパート3棟の床下浸水であるが、3棟とも同一所有者ということで1件としている。そのほか、車10台、バイク1台、それから車の方の中には車載物についても賠償の対象としている方もいる。

現時点であるが、示談が調っている案件が3件ある。その3件は、1番

のアパート、3番の車の浸水、11番のオートバイの浸水である。このうち1件は管理会社がオーナー様にたゞいま説明を行っているということで、合意はいただいているところであるが、まだ示談書等はこちらに届いていない状況である。

それから、示談金額に合意をいただいております、仮示談書を交わしている案件が7件ある。7件のうち1件は本日仮示談書をいただけるということになっている。その仮示談書を交わしている案件が2番、4番、5番、7番、9番、10番、12番である。本日仮示談書がもらえる予定なのが12番である。

それから、示談金額等の内容について今現在調整を行っている案件が2件ある。それが6番と8番の方である。この方たちについては、レッカー代、廃車代等の見積もりがまだとれていないということで、引き続き調整を行っているところである。

それから、示談が調った案件が2件ある。それは3番の車と11番のオートバイについてである。この2件については、示談金額が50万円以下であることから、法令での議決事項ではないため、順次示談金額の支払い手続を進めていく。

続いて示談金額に合意をいただいております、仮示談書を交わしている案件7件についてである。こちらは示談金額が50万円以上になるため、多摩市下水道事業の設置等に関する条例第7条の規定に基づいて議会の同意が必要となってくる。本議会の最終日において追加議案を提案させていただこうと考えているので、その際お認めいただければ示談成立という運びになる予定である。

それから、示談金額等の内容について確認を行っている案件2件、6番、8番であるが、こちらについては現状で賠償額が四十数万円ということで現在賠償額の調整を行っているが、50万円を超える可能性も出てくるころである。この2件について被害者への補償対応を早急に行っていきたいという観点から臨時議会をお願いする場合もあるかと考えているので、その際はご協力のほどお願いしたいと考えているところである。

岩永委員長

市側の説明は終わった。では、まず17番目、多摩市下水道事業の設置

等に関する条例の一部を改正する条例について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。それでは、18番目、多摩市下水道事業の剰余金等の処分に関する条例の改正について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。では、最後19番目、東寺方一丁目地内浸水事故に関する被害者対応について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。それでは、下水道課の3件についてはこれで終わる。以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 2時46分 再開

岩永委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午後 2時46分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長 岩永 ひさか